

内閣参質一三三二第七号

平成七年三月十四日

内閣総理大臣 村山富市

参議院議長 原文兵衛殿

参議院議員既正敏君提出自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する再質問に対
し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員齋正敏君提出自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する再

質問に対する答弁書

一及び二について

我が国が憲法上保持し得る自衛のための必要最小限度の自衛力の具体的な限度は、その時々の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面を有するが、いずれにせよ、これまで我が国が防衛力整備の目標としてきた防衛力の水準は、いずれも憲法上保持し得る自衛力の範囲内にあるものである。